

家庭的保育事業（認可）について

1 新制度（認可化）

| | |
|---|---|
| <p>新制度では家庭的保育事業主になります</p> <p>新制度</p> <p>葛飾区 認可</p> <p>保育ママ = 家庭的保育事業主</p> <p>いままでは</p> <p>葛飾区 委託</p> <p>認可</p> <p>保育ママ</p> | <p>認可を受けるために必要なことは</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認可申請書の作成 2 予算書・決算書の作成 3 嘱託医・調理員の設置 4 栄養士との連携 5 連携保育所等の確保 |
|---|---|

2 今後の流れ（予定）

- 平成 28 年 8 月 9 日 家庭的保育事業検討者向け説明会開催
- 平成 28 年 9 月 1 日 認可申請受付開始（新規・現行委託保育ママともに）
- 平成 29 年 認可事業開始

3 参考（広報かつしか 8 月 5 日号掲載予定記事）

| | |
|-------------------|---|
| 家庭的保育事業検討者向け説明会開催 | |
| 【日時】 | 8 月 9 日（火） 18 時 30 分より |
| 【会場】 | 立石 5 - 2 7 - 1 人材育成センター第 1 研修室（ウィメンズパル 4 階） |
| 【対象】 | 葛飾区内で新たに家庭的保育事業（保育ママ）の開始を検討されている方 |
| 【内容】 | 家庭的保育事業について |
| 【その他】 | 説明会に参加できなかった方向けに、説明会資料を配布します。 （説明会后、区役所 4 階育成課計画推進係にて配布） 家庭的保育者従事要件として、子育て支援員研修の受講が必須です。 （同広報かつしか ● ページ参照） |
| 【申込方法】 | 8/8 17 時までに電話で申込みの上、参加人数、質問事項をお伝えください。 |
| 【申込・問合せ】 | 育成課計画推進係（5654）8595 |